

申 立 書

年 月 日

江戸川区長 殿

(所有者)

住所

氏名

(署名又は記名・押印)

この度、私が新築又は取得した下記の家屋は現在のところ未入居であります、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

なお、住宅用家屋証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

記

1 家屋の表示

所 在 地 江戸川区

家屋番号

2 家屋の住居表示

江戸川区

3 入居予定年月日

年 月 日

4 現在の家屋の処分方法

- ①持家を売却 ②持家を賃貸 ③賃貸借契約を解除
④社宅・寮を退去 ⑤親族等の家屋を退去
⑥その他 ()

5 入居が登記の後になる理由

- ①抵当権設定を急ぐため ②権利保全のため
③引越しの都合のため ④リフォーム工事を行うため
⑤その他 ()